

都市計画法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（第一条関係） 新旧対照表
 福井県屋外広告物条例（昭和三十九年福井県条例第四十五号）の一部改正

改正案	現行
<p>（禁止地域等）</p> <p>第二条 次に掲げる地域または場所（以下「禁止地域等」という。）においては、広告物等を表示し、または設置してはならない。</p> <p>一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項の規定により都市計画に第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区または伝統的建造物群保存地区として定められた地域（知事が定める地域を除く。）</p> <p>二 十八 略</p> <p>2 略</p>	<p>（禁止地域等）</p> <p>第二条 次に掲げる地域または場所（以下「禁止地域等」という。）においては、広告物等を表示し、または設置してはならない。</p> <p>一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項の規定により都市計画に第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区または伝統的建造物群保存地区として定められた地域（知事が定める地域を除く。）</p> <p>二 十八 略</p> <p>2 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。